

令和5年第3回定例会

(第3日)

令和5年9月7日

令和5年第3回平川市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程（第3号）令和5年9月7日（木）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 水 木 悟 志
- 2番 葛 西 厚 平
- 3番 小 野 誠
- 4番 北 山 弘 光
- 5番 葛 西 勇 人
- 6番 山 谷 洋 朗
- 7番 中 畑 一二美
- 8番 石 田 昭 弘
- 9番 石 田 隆 芳
- 10番 工 藤 秀 一
- 11番 福 士 稔
- 12番 佐 藤 保
- 13番 原 田 淳
- 14番 桑 田 公 憲
- 15番 齋 藤 剛
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

- | | |
|--------------|---------|
| 市 長 | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長 | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長 | 須々田 孝 聖 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長 | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員 | 鳴 海 和 正 |
| 総務部長兼健康福祉部理事 | 對 馬 謙 二 |
| 財 政 部 長 | 對 馬 一 俊 |
| 市民生活部市民課長 | 長 尾 陽 子 |
| 健康福祉部長 | 工 藤 伸 吾 |
| 経 済 部 長 | 田 中 純 |

建設部長	原田茂
教育委員会事務局長	一戸昭彦
平川診療所事務長	齋藤恒一
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	小笠原健
選挙管理委員会事務局長	佐藤崇
監査委員事務局長	小田桐功幸

○出席事務局職員

事務局長	小野生子
総務議事係長	河田麻子
主事	佐藤吏
主事	佐藤日向子

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本日は、一般質問通告の一覧表の第5席から第8席までを予定しております。

第5席、2番、葛西厚平議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西厚平議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員の一般質問を許可します。

○2番（葛西厚平議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきました第5席、議席番号2番、美郷会の葛西厚平でございます。今回初めての質問となります。誠に不慣れでお聞き苦しい点、数多くあると思いますが、どうかよろしく願いいたします。

今年の夏の平均気温は、過去最高を記録いたしました。猛暑の中、日々過ごされている市民の皆様に残暑お見舞い申し上げます。平川市でも8月の平均気温が平年より3度も高く、今後、農作物の被害が懸念されるところであります。また、人口減少や少子高齢化など地方が多くの問題を抱える中において、昨今の温暖化による環境の変化やロシアによるウクライナ侵攻や円安を基調とした原油高、物価高により市民の生活は圧迫されております。

私は、こうした厳しい状況の中にあっても市民の立場に立って平川市発展のため、今後、議員活動をしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告に従い一問一答方式で順次質問させていただきます。

まず、大項目1、農地の集積・集約化について、3点御質問いたします。

まず、（1）農地の集積状況と農地中間管理機構の活用状況について。

近年、農業就業人口の減少や生産コスト低減の面から担い手への農地集積が進み、農業の大規模化が進んでまいりました。担い手が農地を集積する場合、引受け後の作業効率の面からまとまった形で集積できればいいのですが、現状ではどうしても点在したまま大規模化しているものと考えます。

特に水田の場合、農地が離れていると機械の移動に時間と労力がかかり、効率的ではありません。また、水田に限らず農業全般に言えることですが、管理が大変になります。

初めに、1点目の質問です。平川市における農地の担い手の集積状況と農地中間管理機構の活用状況について教えてください。

続いて、（2）番、農地中間管理機構活用のメリットについてです。

農地を貸借する場合、農地法による貸借のほか、農地中間管理機構を通じて行う方法もございます。

しかしながら、農地中間管理機構を利用すると手続に手間がかかるため、機構を活用せず貸借するケースが多いものと認識しております。機構を活用した場合、様々なメリットがあるものと思われまます。農地中間管理機構を活用した場合のメリットについて詳しくお知らせください。

続いて、(3)です。農地の集積・集約化の方針についてです。

当市の基幹産業は農業であります。基幹産業である市の農業を維持し発展させていくためには、農地中間管理機構の活用によるメリットを農業者に周知徹底し活用を促すとともに、担い手による将来にわたって効率的な農業経営を資するよう、農地の集積のみならず、面としてまとまった農地の集約化が重要と考えますが、市の見解についてお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） おはようございます。

葛西厚平議員御質問のうち、私からは農地の集積・集約化の方針についてお答えをいたします。

まず、農地集積化の経緯を申し上げます。葛西厚平議員御承知のとおり、全国的に人口減少や高齢化により農業現場においても労働力不足、後継者不足による離農により担い手への農地集積が進行しております。

こうした状況を踏まえ、国では地域の担い手が将来にわたって継続して営農活動を行えるよう、農地の集積と集約化を推進するため、平成24年度に10年後の地域農業の在り方を明確化する人・農地プラン制度をスタートさせ、平成26年度には全47都道府県で農地中間管理機構が設置され、こうした制度を活用しながら当市でも農地の集積・集約化に取り組んできたところであります。

しかしながら、担い手への農地集積が進行する中で、特に大規模農家においては、耕作する農地が分散し、効率的な農業経営に支障を来しているケースも見受けられております。

一方、物価高騰や長期的な米価の低迷など、農業を取り巻く環境が大変厳しい中、農地の集約化は、将来にわたって営農活動を継続していく上で必要不可欠であるものと認識しております。

このことから市では、令和6年度までに地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の在り方を定める地域計画を策定することとしており、現在、農業委員会により農地の所有者に対し、10年後の農地利用の予定などを把握するための意向調査を行っているところです。

今後、この地域計画に沿って農地利用が円滑に進むよう、引き続き機構活用のメリットを広く周知し、活用を促しながら、農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

このほかの質問については、経済部長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からは、まず、当市における担い手の農地の集積状況についてお答えいたします。

市が毎年実施している担い手への農地集積状況調査によりますと、認定農業者や集落営農組織など担い手への集積率は、10年前の平成25年度では46.8%、5年前の平成30年度では50.2%、直近の令和4年度の調査では62.4%と年々増加している状況でございます。

次に、農地中間管理機構の活用状況についてお答えいたします。農地中間管理機構が設置された平成26年度から直近の令和5年8月末までで農地の貸借の契約更新を除くと、

計237件、面積では約150ヘクタールとなっており、市の農地面積約5,000ヘクタールに対して約3%の活用となっております。

次に、農地中間管理機構を活用した場合のメリットについてお答えいたします。国では、農地の集積・集約化を促すため、機構を活用した場合に様々な支援を行っております。

まず初めに、農地の出し手に対しましては、賃料や貸借期間など貸借契約に係る手続を機構が代行することや、固定資産税の減免など税制上の優遇措置がございます。

次に、受け手に対しましては、農地の集約化を機構がサポートするほか、複数の地権者から農地を借りる場合、地権者への支払いを機構が一括して行うことで、それぞれの地権者への支払いを行う手間が省けるなどのメリットがございます。

最後に、地域に対してであります。地域において一定の割合以上の農地が担い手に集積された場合、地域集積協力金が交付されます。また、担い手の生産性向上を促すため、新たに集約された1ヘクタール以上のまとまった団地に対しまして、集約化奨励金が交付される仕組みとなっております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） ただいま細かく御答弁いただきましたが、担い手もいろいろ多様化してきていまして、必ずしもその家に生まれた長男、次男、子供が跡を継ぐとは限りません。ほかからまた新規に移り住んできて農業を志す若者もいます。

まず最初に身寄りがないと、そういう場合、どこに先に相談しに行けばいいかお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） ただいまの質問ですけれども、こちらの集積化・集約化の御質問に対しては、経済部の農林課まで御相談いただければ随時対応させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） ありがとうございます。私の周りにも新規就農した若者が数人います。こうした若者や志を持った農業者が条件のよい農地を取得したり、耕作できるよう制度の有効利用を促す取組をお願いいたしまして、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、2項目の高齢者ドライバーの運転免許返納に伴う交通手段についてお伺いいたします。

近年、高齢者ドライバーが引き起こす交通事故が社会問題となっております。運転免許返納が呼びかけられていますが、交通手段が少ない地方で暮らす高齢者にとっては死活問題で、通院や買物に行く交通手段がありません。

さて当市では、平賀ハイヤーが運転免許返納者に1割引で乗車できるようになっております。社会貢献の一環だとお伺いしております。大変すばらしいことだと思います。

しかし、年金暮らしの高齢者にとっては、利用回数がかさむと大きな負担になります。

初めに、1点目の質問です。市では、平賀ハイヤーやタクシーの乗車料金割引に対して上乗せ助成するお考えはありませんか。

次に、(2)公共交通機関が行っている対策についてです。弘南鉄道など行っている支

援策があるとお伺いしております。支援の内容をお伺いいたします。それと併せてお伺いいたします。弘南鉄道は、通勤通学的手段や市民の足として地域に貢献してきました。弘南鉄道利用促進のためにもこれらのことを多く市民に広報するべきだと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

3 返納率向上に向けての市の対策についてです。

市では、運転免許返納者に循環バスチケット20枚(4,000円分)を進呈しているが、これだけでは返納率が上がると思えません。なぜなら、これ1回きりだからです。

現在の返納者数と返納率向上のお考えを併せてお伺いいたします。

○議長(石田隆芳議員) 市長。

○市長(長尾忠行) 葛西厚平議員から高齢者ドライバーの運転免許証返納に伴う交通手段についての御質問がありました。

まずは、タクシー乗車料金に対する上乗せ助成についてお答えをいたします。

葛西厚平議員御指摘のとおり、高齢化の進展に伴って運転免許保有者の高齢化も進行し、高齢運転者は毎年増加している状況であります。加齢に伴う視力や体力、記憶力や判断力など身体機能の低下は、重大な交通事故につながることも懸念され、市民への交通事故防止の観点からも運転免許の自主返納促進に対する取組は、今後ますます重要になってくるものと認識をしております。

警察庁が行ったアンケート調査結果によると、自主返納に必要な支援として交通機関の発達や交通手段に関する支援の充実と回答した方が、7割を超えております。一方、タクシー会社は、慢性的な乗務員不足の問題を抱えており、葛西厚平議員御提案のように、市が上乗せ助成を行うことになれば利用者の増加が見込まれ、逆にサービス低下を招く事態も想定されます。

市としましては、それらを総合的に判断する必要があることから、現在のところはタクシー乗車料金に対する上乗せ助成を行う考えはございませんが、今後も引き続き自主返納促進に対する取組を検討してまいりますので、御理解をよろしくをお願いいたします。

次に、公共交通機関が行っている対策についてお答えをいたします。

弘南鉄道では、沿線市町村などで構成される弘南鉄道活性化支援協議会利用促進部会の取組として、65歳から購入できるフリーパスを販売しております。取組の内容につきましては、後ほど総務部長から答弁させますが、葛西厚平議員御指摘のとおり、弘南鉄道の利用促進にも資する取組であるため、広報誌や市ホームページへの掲載、公共施設へのチラシの配布など、沿線市町村と連携して周知に努めてまいりたいと考えております。

最後に、返納率向上に向けての市の対策についてお答えをいたします。

当市における運転免許の自主返納者数につきましては、青森県警察本部に確認したところ、市町村ごとの集計は行っておらず把握することができませんでしたが、当市の自主返納者を対象とした公共交通チケットの交付件数につきましては、令和3年6月から令和5年7月までの期間で90件となっております。

公共交通チケット20枚の交付だけでは一時的な施策ではないかとの御指摘であります。この取組は免許返納後の代替手段となる公共交通に慣れていただくことを目的に、

10往復分を交付しているものであります。

また、御質問のとおり、運転免許返納後の移動手段に不安があり、自主返納に踏み出せないといった高齢者の声があることも承知しております。

市といたしましては、地域公共交通計画に基づき、利用者のニーズに合わせた停留所の増設や、路線上であれば利用者が好きな場所で乗り降りできるフリー乗降などの導入について検討を進め、運転免許を返納した高齢者が安心して外出できるよう地域全体で暮らしをサポートし、運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えますので、御理解をよろしくお願いいたします。

このほかの質問については、総務部長から答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、公共交通機関が行っている取組の具体的な内容についてお答えいたします。

まず、弘南鉄道においては、令和4年度より65歳から購入できる全区間乗り降り自由のお得なフリーパスを販売しており、令和4年5月から令和5年6月までの販売数は、弘南線で291件となっております。1か月5,000円で弘南線が乗り放題となり、さらに運転免許の自主返納者であれば880円相当のお米券もプレゼントされます。

また、弘南バスにおきましても、65歳から購入できるフリーパスを販売しており、運転免許自主返納者であれば6か月2万5,000円で路線バスが乗り放題となる取組を行っております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） ただいまの答弁について再質問させていただきます。

弘南鉄道沿線の総合病院を調べてみましたら、運動公園駅からそんなに遠くない健生病院だけでした。弘南鉄道の割引の話をお伺いしましたが、ほかの病院はどうしても2次交通が必要となります。病院の話ばかりになりましたが、買物に行くのも商業施設は郊外に多くあります。

改めてお伺いいたします。こういった2次交通、例えばバスチケットなど助成するお考えはございませんか、お伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 葛西厚平議員の再質問にお答えいたします。

葛西厚平議員御指摘のとおり、複数の交通機関を利用する場合の2種類目の交通機関となる、いわゆる2次交通の整備につきましては、利用性向上の観点からも特に高齢者にとっては重要なポイントだというふうに考えております。

市内の公共交通につきましては、先ほど市長が答弁したとおり、停留所の増設、それから利便性の向上を図ることで、安心して外出できるような環境づくりを進めることとしております。

しかしながら、葛西厚平議員御指摘の総合病院のある市外の公共交通の在り方となりますと、当市が関与することはなかなか困難でありまして、そこら辺のところを御理解をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（石田隆芳議員） 葛西厚平議員。

○2番（葛西厚平議員） 分かりました。

私の家の前も循環バスが走っています。見るからに数人は乗っていますけれども、決して満員ではありません。空で走らせるんだったら、返納者は永久的に半額で乗せるとか、弘南鉄道も通勤通学時間以外だったら、利用者が少ない時間はもっと割引を適用してもいいのではないのでしょうか。あえて、これには答弁は求めません。今後、検討をお願いいたします。

私の父は今年の5月に亡くなったんですが、体調が悪くなる直前まで運転していたわけです。よく家の門柱や車庫の入り口などにこすっては、家族から運転免許返納を進言されていたことを思い出します。やはり持病を持っていたので、通院する手段が心配だったのでしょう。最後まで拒否していました。

言い足しておきますが、この質問は高齢者から運転免許を無理に返納させるものではありません。健康で元気な方で能力のある方は運転してもらってもいいと思います。もし、自分の運転に不安を抱えながらやむを得ず運転を続けているとしたら、返納という選択をやすくしてあげることも大事なのではないのでしょうか。

最後になりますが、運転免許返納者の交通手段が少しずつでも改善されることと、世の中から悲しい交通事故がなくなることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 午前10時40分まで休憩とします。

午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第6席、12番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（佐藤 保議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○12番（佐藤 保議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきました第6席、議席番号12番、ひらかわ市民クラブ、佐藤 保でございます。

早速質問に入らせていただきます。

1つ目の平川市の認知症対策について、お尋ね申し上げます。

今年6月14日、参議院本会議の全会一致での可決を受けて、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立いたしました。その目的は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分発揮し、相互に人格と個性と能力を十分発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えながら共生する、活力ある社会の実現を目指すものとしております。

令和元年6月20日に認知症基本法が議員立法として衆議院に提出されてから、ちょうど4年ぶりの成立となりました。令和元年、その年は、まもなく成立！認知症基本法案と令和元年は認知症元年かと、当方も12月の一般質問で平川市の考えを確認させていただいております。

それでは、3項目の質問、順次質問させていただきます。

1 番目、認知症基本法と今までの取組の違いについてお伺いします。

認知症施策は、今までも継続して国主導で各自治体が行ってまいりました。2013年（平成25年）認知症施策5か年計画（オレンジプラン）ですが、そして、次の2015年（平成27年）認知症施策推進総合計画（新オレンジプラン）などなど、平川市は若干後追いではありますが、国の政策にのっとなって進めていたと思われました。

今ここに来て基本法が成立し、2025年に向けて拍車がかかりましたが、マスコミも具体的なことは何も報道しておりません。基本法で何が変わるのでしょうか、お伺いいたします。

2つ目、今後の認知症対策の展望についてであります。

共生社会の実現を促進するための認知症基本法では、認知症の人も含めた共生社会の実現の推進について触れられております。認知症の人が住み慣れた地域で、最後まで暮らすためには、地域住民の認知症に対する正しい理解と支援が必要であります。本法施行後はどのような施策を行っていくのか、当市の展望をお伺いいたします。

（3）市民への周知についてお伺いします。

認知症の人を含めた共生社会を実現するためには、市民に対し認知症に関する正しい知識と理解の増進を図っていく必要があると考えます。当市の認知症に関わる市民への周知についてどのように行うのか、お伺いいたします。以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員御質問の当市の認知症対策について、お答えをいたします。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策に関する基本理念や方針を示すとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくため、国、地方公共団体、国民、政府それぞれの責務を定めたものでございます。本法の目的につきましては、佐藤 保議員御質問のとおりでございます。

このほかの御質問については、健康福祉部長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 最初に、認知症に関する具体的な取組と、本法施行後の取組の違いについてお答えいたしますが、これまでの認知症に関する取組については、令和4年度の実績によりお答えいたします。

まず、認知症初期集中支援推進事業は、認知症初期の人や御家族を支援し、早期に適切な医療や介護サービスにつなげ、在宅生活の継続を図るもので、32人に対し延べ101件の訪問・相談対応を行い、14人が認知症の診断を受け、13人が介護保険または保険外サービス利用につなげております。

次に、認知症カフェは、認知症の人や御家族の相談・交流を楽しめる場所として、様々なテーマによる講演会と認知症に関する交流会を併せて行っているもので、11回開催し、延べ221人の御参加をいただきました。

最後に、認知症サポーター養成講座は、認知症の人を地域で支える認知症サポーターを養成するもので、地域の在宅介護支援センターや市の包括支援センターが、団体等の

御要望に応じ7回開催しており、計78人の認知症サポーターを養成しました。

佐藤 保議員御質問の共生社会の実現を推進するための認知症基本法施行後の取組につきましては、これまでの取組を継続しつつも、本法の基本理念に沿い、認知症の人が住み慣れた地域で安心して社会の対等な構成員として日常生活を営むことができるよう、より御本人の意思や希望を尊重しつつ、家族に対する支援も併せて行うことといたします。

本法は基本法となりますので、具体的な事業案については、国の認知症施策推進基本計画が策定されてからのこととなりますので、当該計画に沿いながら、当市の実情を見極め検討していきたいと考えております。

次に、今後の認知症対策についてお答えいたします。

佐藤 保議員御指摘のとおり、当市といたしましても、高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らすためには、認知症に対する地域住民の正しい理解と支援が必要であると考えております。

御質問の法律施行後の具体的な事業案につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の認知症施策推進基本計画が策定されてからのこととなりますので、もう少し先になるものと思われまます。

しかしながら、国の具体的な事業案が示されない現状においても、本法の基本的施策に掲げられている項目のうち、認知症の人に関する国民の理解の増進等に基づき、認知症サポーター養成講座を修了した方々を対象とした、地域の認知症の人とその家族への支援について実践的な内容を学ぶステップアップ講座を実施していきます。

また、同じく基本的施策に掲げられている相談体制の整備等に基づき、通いの場や地域の交流拠点において、認知症サポーターを中心とした組織により認知症の人とその家族への支援を行うチームオレンジの設置に向け取り組んでいくことといたします。

いずれにいたしましても、今後、国の認知症推進基本計画が示され次第、市の具体的施策について検討してまいりたいと考えております。

最後に、市民への周知の状況につきまして、お答えいたします。

先ほど申し上げました認知症サポーター養成講座、認知症カフェのほか、令和2年度に認知症に関する基本的な知識、認知症チェックリスト、状態に合わせた支援や相談先、専門医や介護サービスの情報等を認知症に特化した形で掲載した平川市認知症ケアパスを作成し、毎戸配付してございます。これは毎年度の発行ではございませんが、掲載情報の更新に併せ作成していきたいと考えております。

また、今年9月30日には、9月21日の世界アルツハイマーデーに合わせ、公益社団法人認知症の人と家族の会との共催により、市の文化センターにおいて平川市認知症フォーラムを開催いたします。市民向けに認知症専門医等による認知症に関する最新情報をお知らせする講演等が行われる予定となっております。詳細が決まり次第、議員の皆様方にもお知らせいたしますので、御確認くださいようよろしくお願いいたします。

今後も様々な機会を捉え、市内外の関係機関と連携しながら、市民の皆様方の認知症への正しい理解と地域での支援が進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 今までの平川市の取組ということでお話いただきました。

2025年には5人に1人が認知症になると。この数字は、団塊の世代に向けられたものでありまして、私もちょっといろいろ自分がその立場でありますので、この質問をずっと継続して今までも続けてきておりました。市長も同じ団塊の世代ということで、市長は、前回、昨年12月ですね、市長は絶対認知症にならないでしょうって私、申し上げていましたけれども、私の立場から申し上げますと、両親とも若干そういうのがありますので、もしかしたら認知症の議員が発生するかもしれません。気をつけて対応したいと、余計なことでした。

ところで、先ほどちょっとお答えの中に、認知症の数字14人ですか。介護保険に入っているのは13人ということですが、今現在、捉えております平川市の認知症というのは、どの程度でありますでしょうか、ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 数字的なものを用意しておりませんでしたので、この場で答弁できません。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） それでは、確かに基本法でありますので、今どうやるとかそういうものは何もなかったですね。マスコミの報道を見ましても、今、認知症基本法できて、これこれやるっていうことは何もなかったかと思えます。これからということでは先ほどお聞きいたしました。

認知症基本法の中には、国でやること、地方自治体でやることとか、いろいろ区分けしておりましたので、平川市でもいろいろ、これからちょっとこれに対して本格的に向かっていかなければならないかと思えます。

第5条は地方公共団体の責務ということで、その理念にのっとり国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し及び実施する責務を有する。ここにありますけれども、その後の認知症施策推進基本計画、これも市として一応取りまとめる、先ほどちょっとお話ありましたけれども、取りまとめなければならないということですが、やはりこれは国が示されてからというか、県も当然つくるんでありますけれども、国・県が示されてから平川市が動くということですか。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 佐藤 保議員おっしゃるとおりでございます、認知症の施策推進基本計画が示され次第、市としても具体的な施策を検討していく予定でございます。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 今までも平川市では、決して認知症施策は手を抜いたわけじゃないと思えますけれども、ほかの市と比較しますと、若干ちょっと周回遅れじゃないですけども、ちょっと遅れているかなというふうな感じがありました。これを機会に拍車をかけて認知症対策に取り組んでいただければと思います。

基本法の第3章、基本的施策ということには、全て第14条から始めるのは、国及び地方公共団体はからの条文が始まってまして、各条文は全部地方公共団体も本腰を入れて動きますよっていうことになっておりますので、ぜひこのとおりにやっていただきたいと

ということです。

あともう1つ、先ほどチームオレンジという名称で何か動くということですが、そこをちょっと具体的にお知らせいただきたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） チームオレンジについてです。

チームオレンジは、認知症サポーターを組織化して、地域の通いの場や交流拠点において、地域の認知症の方や家族への支援を行う仕組みとなっておりまして、その運営支援については、市町村がコーディネーターを配置することとなっております。国では令和7年度までに全市町村で設置することを目標としているようにございます。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 9月30日に認知症フォーラムというのを今、聞きました。先ほど紹介ありましたが、その内容をちょっと主催どこかということもちょっとお聞きしたいんですけれども、9月21日は世界アルツハイマーデー、確かにそうだと思いますけれども、基本法の中にまだ基本法は施行されてませんので来年からの予定になるかと思いますが、認知症の日及び認知症月間ということで9条になりますけれども、国として9月21日は認知症の日として設定すると、その条文の中にありました。9条でございます。認知症月間は、9月1日から30日まで。こういう形で国もその日にちを設定して、世界アルツハイマーデーに合わせたのかと思いますけれども、来年から9月21日は認知症の日、そして9月は月間となるようでありますので、これも施行後ですので、多分来年度はこのとおりになるのかと思います。

そして、平川市、先ほど紹介ありました認知症ケアパス、これは令和2年度につくられたものですね。令和3年の1月につくったということになってはいますが、これの見直しについてちょっとお伺いしたいと思います。

今、ほかの市町村、近隣市町村を見ますと、かなり詳しい内容になっています。このケアパスは、どちらかといえば当事者は若干無視して、家族とかその周辺の人たち中心のケアパスになっております。最近はまだ完全に当事者を対象にしたケアパスになっておりますので、そこら辺の見直しどうなるのか、そこを教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 先ほどの答弁の中にもございましたけれども、掲載されている情報が古くなったり、更新されているものがあれば、更新していくというようなスタンスでおりますけれども、令和2年度に作成したもので既に3年経過しているものがございますので、ほかの市町村のものも参考にしながら、ちょっと見劣りするようであれば、更新について検討してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） ぜひ、これは見直していただきたい。若干、申し訳ないんですけれども、見劣りいたします。もっと当事者の立場からも若干掲載していただければ助かるのかと思います。

あともう一つは、ほかの市の例を出して本当に申し訳ないんですけれども、青森市はもう6月です。多分、認知症基本法できたとき、後につくったかと思いましたが。そして、弘前市は今年の5月作成のケアパスになっておりますけれども、やはり施行前と内容が

やはり違ってはいますが、結構参考にはなるかと思えます。かなり厚くなってまして、今こちら7ページぐらいですけども、30ページ、40ページ。

そして、全国のケアパスをちょっと見ましたら、これはちょっと参考になるかなって。これもほかの市の例で申し訳ないんですけども、葛飾区のケアパスがかなり面白く記載していましたね。ちょっと参考にしていただければと思います。

私が何で認知症にこだわるかというのは、ちょっと先ほど申し上げましたけれども、この2025年、5人に1人というのはちょっと本当なのかと思えますけれども、若干最近を見ますと、私の周りでもかなり認知症だということで、ぎりぎり家族で支えているんですけども、やはり最後は施設のほうへ置くってというような、何人か目にしておりまして、これからだんだん増えると思えますので、ぜひこの対策については市長、本当によろしくお願いいたしますと思えます。認知症については以上で、平川市のこれからの取組に期待申し上げて、1番の質問は終わらせていただきます。

2つ目であります。平川市のコミュニティー組織についてお尋ねします。

平川市では令和4年度、厚生省の地域づくり加速化事業というのに平川市が名乗りを上げまして、3回ほど支援を受けております。少子高齢化、人口減少の中での地域づくりは課題が多いのでありますが、自治体としての最優先事項であると考えております。

それで、1つ目になります。平川市の各組織の現状についてお知らせください。

現在の町会数、主な活動状況などをお知らせください。併せて、解散した町会もあると聞いておりますので、その状況もお知らせください。

2つ目であります。町会組織の必要性についてであります。

災害発生時において町会の果たす役割は大きく、共助の要である町会組織の解散は非常事態であると考えます。町会解散の理由として、町会長の成り手がなくなることが挙げられていますが、町会長の役割を改めてお伺いします。

また、町会解散により、その地区に住む人たちにはどのような影響があると考えますか。その影響度をお知らせください。

3番目、市の対応についてお伺いします。

町会の解散を防ぐために、市ではどのような対応をしてきたかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、町会の解散を防ぐための市の対応についてお答えをいたします。

現在、私たちの日常生活では、コミュニティー・防災・防犯・ごみの問題など様々な課題が山積しており、これらの課題は、個人や家庭、個々の力では解決することが困難であります。そのため、佐藤 保議員御指摘のとおり、地域住民が力を合わせて課題を解決し、共助の意識を育むことが最も重要であり、町会が持つ存在意義は非常に大きなものがあると考えております。

御質問の町会解散を防ぐための市の対応ということですが、まずは、町会の役員に集まっていただき、町会の意義を説明しながら町会組織を維持していただけないか、再三お願いをいたしました。同時に、市においても独自に後任の町会長を探したほか、行政委員による会議の場において情報を提供し、他の地区の行政委員にも町会長の成り手を探していただきました。

また、近隣町会へ加入を希望される方の受入れが可能かどうかを確認いたしましたが、残念ながら存続には至らなかった状況であります。

今後も町会組織の必要性を理解していただき、町会が維持できるよう努力してまいりますので、議員の皆様におかれましても御協力についてよろしくお願いいたします。

このほかの質問については、総務部長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私からは、現在の町会数や主な活動状況等についてお答えいたします。

まず、市内各町会の現状についてであります。現在、当市では62の町会がございます。活動内容はそれぞれ異なりますが、主な活動は大きく分けて3つございます。

1つ目は、町会内のごみ拾いや草刈り、ごみ集積所の管理など、環境美化活動。

2つ目は、広報配布のほか、集会施設の管理や納涼祭、公民館祭りなどの開催による地域交流活動。

3つ目は、街灯の維持管理です。

このほか、町会に関連する組織として自主防災組織があり、防災訓練などを通して自主防災・防犯活動を行っております。また、子ども会やねふた会などの団体活動を後方支援し、コミュニティーの醸成にも寄与しており、明るく住みよいまちを目指して活動しております。

一方、既に町会を解散した地区もございます。解散の理由としましては、町会加入世帯数があまりにも少なく、町会運営が困難であるためや後任の町会長の成り手がいないためであると伺っております。

次に、町会長の役割についてであります。町会はその区域に住む方たちによる地域自治のための任意団体であることから、市は町会長の役割すべてを把握してはおりませんが、一般的なものとしましては、総会や役員会などの招集、納涼会等の企画など町会のまとめ役であると考えます。また、地域コミュニティ育成事業奨励金などの補助金の申請や民生委員等各種委員の推薦なども役割として挙げられます。

一方、町会長には、市との連絡役である行政委員の職務をお願いしてあります。主な役割としましては、市の次年度事業に対する町会からの要望事項の取りまとめなど多岐にわたっており、市政運営全般にわたり御尽力いただいております。

町会解散による地区住民への影響とのことですが、町会内の街灯、ごみ集積所やリサイクル集積所などの市民の生活に大きく関わる部分があり、特に街灯は町会解散後も維持管理が必要となることから、新たに管理団体を組織する必要もございます。

ごみについては、これまで町会が行ってきたごみの出し方指導や資源物の分別指導が行われず、ごみの集積所の管理・保全が困難になることが想定され、集積所の再編と見直しが必要となります。

このほか、集会施設につきましては、指定管理を行っていた町会の解散により市が管理することになりますので、利用する際はその都度市へ申請することになり、利用料を支払って利用することとなります。なお、集会施設の利用頻度や老朽化により、再編や廃止も協議されることとなります。

また、佐藤 保議員御指摘のとおり、災害発生時には共助が重要となります。当市の

自主防災組織は、町会をベースに組織されていることから、町会解散に伴い自主防災組織の再編が必要となるほか、災害時に各自が災害情報も収集する必要があります。

以上のことから、市では町会の存続が重要であると考えておりますが、町会解散による住民への影響が最小限にとどまるよう対応してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 私も、ある地区の結構大きな地区で町会が解散する。何でって、そういう思いで今回質問したわけでありませう。

やはり調べてみますと、全国的にもこういう動きがいっぱいあるようでありまして、町会の存続が危ぶまれているところがいっぱいあります。自然災害の発生で共助を担う町会の役割は増している一方で、反面、独り暮らし、それから高齢者夫婦だけの増加があります。それから、病気・子育てに追われて町内会の活動どころではない。生活がっぱいでということで、加入率の低下、役員の成り手がいないというのが全国でもいろいろ問題にされているところでもあります。

しかしであります。市として、もう少しお互い話合いが必要じゃないかと。私はちょっと第三者の感じで今聞いただけで、町会でへそ曲げたから市ではそのとおりっていうのはなかったですか。

いずれ町内会は、行政の下請けなのか、みんなそういう疑問を持って、ある程度反発したのではないかなと思うんでありますけれども、住民が無理なく運用できる最小限の活動をもう一度模索して、なくしてはやはり大変なことだと思います。

私、最初に申し上げました認知症の共生社会、それもやはり地元のつながりなくしてはできないことなんです。今、これから取り組む認知症でありますけれども。

ぜひ、町会、もう一度話合いはできないものですか。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 今、議員がおっしゃられたように、決してへそを曲げたり、それから行政に反発した面というふうな部分での御指摘もございましたけれども、それは再三うちのほうの職員も町会のほうに出向いて、何とか維持できないか、それから先ほども申しましたが、他の町会で受け入れてもらえないか、後継者の方も役員の成り手のところも直接膝を交えて話しております。

ただ、その結果やはりどうしても町会長という役割については困難だというふうなことで、やむを得ずという形で、うちほうは認めざるといいますか、町会からの申出がありましたので、そこについては解散というふうな書類を受理した状況になってございます。

したがいまして、これからも町会のまた考え方が変わったり、地区に住んでいる方もおりますので、そこの方の要望を聞きながらどういうふうな形で考えていけば、また再度町会の復活になれるのかというふうな部分も含めて対応していきたいとは考えておりますので、町会の必要性については、やはり先ほど市長が申しましたとおり、地域住民が力を合わせていくことが非常に大事だと考えておりますので、何とかそのところは理解していただきたいというふうに思います。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 最後は市長にお願いして、町会長、何とかやはり大きい地区

で町会長も成り手がなくて、町会解散というのは、ちょっと地域づくりのあれは何もどうなっているんですかね。

これは地元の責任だと言えばそうですけれども、やはり市として、もう少し町会長の仕事の内容とか、もう少しやりやすいように町会長の成り手がなくて、町会が解散したということは決してないように、もう少し話し合っただけませんか。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 再三繰り返しますけれども、地元の責任ということは一切私どもで申しておりませんし、それはやはり各町会でそのコミュニティーという部分の町会長ほか役員の方がやはり少ない。これがやっぱり大きな原因だと考えております。

各町会には、町会長さんがいて、副町会長さん、それから会計の方とか公民館長さんとかいろいろといるわけですけれども、その中でも解散に至った地区に関しては、そこら辺の成り手もある程度副会長はいいけれども会長なら嫌だとか、いろいろとあるものですから、私どもとしましては、町会長の負担のところについても、随分すべて細かく研究もしましたし、当然ほぼほぼ2町会を除いては、町会長さんと行政委員という二足のわらじを履いていますので、その仕事も要は業務のほうも要は細かく説明しまして、町会長さんと行政員が違う町会もありますので、そういう対応もできるというふうな部分の話もうちほうとすれば検討もしておりますので。

ですから、佐藤 保議員、今おっしゃられた地元の責任とか、町会長の成り手がいないというのが一番大きい原因なんですけど、そこだけじゃなくて、そこにはやはりそのほかの役員のメンバーのところも確保していかないと、やっぱりその次の町会長につながっていかないのではないかというふうな部分も考えておりますので、そこについては、これから先ほども申しましたけれども、町会の運用の必要性の意義というのは、役所としては一番重要な部分だと考えておりますので、今後もそういう解散が生じないような対応は徹底的に対応してまいりたいというふうに思っていますので、何とかよろしく御理解お願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） いろいろ努力はなされたということで確認いたしましたけれども、確かに私の地区の町内会も役員というのは若手で、みんなサラリーマンとかなんですね。いざイベントやるにしてもなかなか人集まらないということで、それを補うように老人クラブとか高砂が動いておりますけれども、やはりどこも共通する課題はいっぱいあると思いますので、何とか復活させるようお願いしておきたいと思います。

住民が無理なくできるように、決して町内会は行政の下請けではないんだよということを示していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、3番目の質問、町会の問題は市のほうでこれからいろいろ模索していくと思いますので、何とか復活しますようにぜひお願いして、次の3つ目の質問に入らせていただきます。

3番目は、本庁舎1年経過後の課題についてということで質問いたします。昨日、齋藤 剛議員も質問されました。その続きになります。

1つ目、市民からの改善要望とその対策についてお伺いします。

本庁舎が竣工して1年経過となりますが、これまで来庁された市民の方から様々な意

見が寄せられたことと思います。そして、工事受注者との冬場の6か月点検等においても、不具合や課題が見つけれられたのではないかと思います。具体的にどのような要望や不具合箇所があったのか。また、それに対してどのように対応したのか、対応するのかお知らせください。

2つ目であります。新旧庁舎の光熱費比較とZEBの効果について。

新旧庁舎、今古い庁舎は壊して更地になりましたけれども、新しい庁舎、古い庁舎における電気料と燃料代の比較検討についてお知らせください。それぞれお知らせください。

また、ZEBを採用したことによる省エネルギー効果についてもお伺いいたします。

3つ目であります。外構工事完成予定とその広場活用等についてお知らせください。

旧庁舎の解体工事も終わり、カフェスペースからは市内の町並みや岩木山が見られるようになりました。外構工事が進められておりますが、主な工事内容と完成時期、完成後の広場の活用方法等についてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員御質問のうち、私からは外構工事の完成予定と、その広場の活用についてお答えをいたします。

最初に、外構工事の整備内容についてですが、旧庁舎と公用車車庫があった約7,600平方メートルの敷地を活用し整備することとしており、北側の約4,400平方メートルにふらっと広場と緑地帯、南側の約3,200平方メートルに100台分の駐車場を整備する計画としております。

また、災害対応設備として、雨水貯留槽やマンホールトイレ5基を整備する計画としており、工事の完成は令和6年3月末を予定しております。

次に、広場完成後の活用方法についてですが、ふらっと広場と駐車場に屋外用水洗5か所、イベント用コンセント4か所を設置することとしており、多様なイベントに対応可能なものとしております。今年2月には、本庁舎を活用したクラフトイベントが開催されており、外構工事完成後は、広場のみのイベントのほか、庁舎と広場を一体的に活用したイベントの開催も可能と考えております。今後どのようなイベントが開催可能かについては、庁内での検討や関係団体と協議してまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

このほかの御質問については、財政部長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） 私からはまず、市民からの改善要望とその対応についての御質問についてお答えをいたします。

市民の方からの直接の要望については、内覧会を行った際に頂いており、2階玄関横と1階をつなぐ外階段の手すりが低いため、子供が転落するおそれがあるとの声や、庁舎内については階段の吹き抜けや隙間から転落するおそれがあるとの意見をいただいております。

このほか議員の皆様やふだん庁舎を使用する職員からの要望もありましたので、これらについてどのような対応をしたのか、主なものをお答えいたします。

まず、庁舎内、外の階段につきましては、手すりのかさ上げ工事や転落防止ネット等

を設置しております。

また、総合案内窓口やエレベーターの位置が分かりづらいとの声に対しては、案内サインを追加してございます。

2階ロビーにおいて、来庁者が時間を確認できないとの御指摘に対しましては、大型デジタル時計を設置したほか、議場や会議室のプロジェクター視認性向上のため、遮光ロールスクリーンを新設するなどの対応を講じてまいりました。

次に、4月に実施した設計・施工業者との6か月点検時についてでございますが、壁などの塗装の剥がれやクラック、床のきしみなどの不具合があり、施工業者で補修・改修を行っております。

また、庁舎管理の課題として、空調や融雪に使用している井戸について、砂や不純物が混じる状況が確認されております。井戸の水は自然のものであることから、水質が変化する可能性も考えられますので、現在は、状況に応じて必要な対策を講じているところであります。

次に、新旧庁舎の光熱費の比較についてお答えをいたします。設備や延べ床面積、職員数などに違いはありますが、建物同士による単純比較で申し上げます。

まず、消費電力量についてであります。旧庁舎の月平均電力使用量が約2万9,000キロワットアワー、新庁舎の月平均電力使用量は約6万キロワットアワーとなっております。

次に、庁舎に使用する暖房用燃料についてであります。旧庁舎はA重油を重油を年間約5万4,000リットル使用しておりましたが、新庁舎では燃料を使用しておりません。金額で申し上げますと、電気料金は、旧庁舎では令和3年10月から令和4年9月までの12か月間で980万円、月平均81万円でありました。新庁舎では、既に請求のある令和4年10月分から令和5年8月までの11か月間で2,350万円、月平均214万円。暖房用燃料代は、旧庁舎で年間570万円であったものが、新庁舎ではゼロとなっております。

続いて、ZEBの効果についてお答えをいたします。

新庁舎は、設計段階から省エネに配慮された建物であり、従来の暖房設備や空調設備などを用いた場合よりエネルギー消費率が少なく設計された建物となっております。

エネルギー消費性能に優れた建物にあつて、一般的なビルと比較して1次エネルギー消費量を約58%削減可能なものとしており、設計時点において庁舎全体の電力量は月7万6,000キロワットアワーと試算されておりました。これが昨年10月の開庁からこれまで使用した電力量平均は月6万キロワットアワーでございましたので、ZEBの導入による効果は十分発揮されているものと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） ZEBの効果をお伺いいたしました。

昨日、齋藤 剛議員の答弁にもありましたけれども、太陽光はやはり新しいものほど性能がよいようでありまして、面積同じで倍発電しているような感じで受け取りました。

私も毎日、下のパネル見ていますけれども、太陽光25キロワットの容量だということでもありますけれども、やはりお天気によって8とか1桁台もありますし、あれはちょっと気になる数値ですので、毎日確認させてもらっていました。

だけど、あの表示ですね。もう少しいろいろ考えているんでしょうけれども、何て言

いますか、個数ですね、LED何ぼとか、あそこら辺をもう少し面白く工夫したほうがもっと発電の効果が確認できるのかなと思っていましたけれども、ちょっと御検討ください。

あともう一つであります。

不具合箇所、意外と少ないんでありますけれども、もっと大きなのはやはりちょっと無理なのもあると思いますね。やはり建物とかそういう施設は、一冬越して、その冬場の状況を見て、よしあしの判断が大体するわけでありましてけれども、駐車場の傾斜とか、それから玄関がちょっと直接入りにくいか、そこら辺は何か市民から出ているものがありますか。玄関がドアが3つあってちょっと戸惑うということも聞いていましたし、その駐車場の傾斜についてはどうお考えでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） ただいま議員のほうから駐車場の傾斜、あるいはその玄関等についての要望・意見はなかったかという趣旨の御質問でございますけれども、今現時点で私どもが把握している中には、議員御指摘のそういった意見・要望は入ってきておりません。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） 駐車場は前にも議員から質問しているはずでありますので、あると思いますけれども、今さら大きく変えられないでしょうかね。何か対処療法じゃないですけども、何か防ぐような、スリップを防ぐとかそこら辺はお考えにはなっているのでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（對馬一俊） すみません、先ほど私、駐車場の傾斜について把握してないと申し上げてございましたが、議員の皆様の方から御意見をいただいております。

その際にも、融雪設備に加えて、要するに適切な除排雪で対応していくということで説明差し上げているかと思っておりますので、今後についてもそのような対応に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石田隆芳議員） 佐藤 保議員。

○12番（佐藤 保議員） もうあそこまで大きく工事してしまいましたので、いきなりフラットにするというのは多分無理だなと思っておりますので、これからの運用でカバーしていければよろしいかと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

あとは、旧庁舎、フラットになりましたけれども、残念ながら今の10市大祭典には間に合いませんでしたね。あそこをうまく活用すればもっと面白いものができたのかと思いますけれども、これからも広場の活用、ぜひうまくやってみんなで楽しめる広場つくっていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員） 12番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後0時50分まで休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後0時50分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、10番、工藤秀一議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（工藤秀一議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員の一般質問を許可します。

○10番（工藤秀一議員） 第7席、10番、ひらかわ市民クラブ、工藤秀一です。議長より一般質問の許可を得ましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

平成の大合併は、1994年4月から始まり、当市は2006年に平賀町、尾上町、碓ヶ関村、3町村が合併し、今年で18年目になります。

全国で合併した自治体では、地域間の格差が生じ、中心部と周辺部の間で地域格差が拡大していると言われております。本庁舎がある地区から遠い周辺部が衰退した交流人口の減少が著しく、活気がなくなっている。過疎地の中の過疎が生じている、住民の声が届きにくいなどの問題が生じているとのこと。

碓ヶ関地域からも同様の声があることから、8月11日、座談会を開催したところ、地区住民約70人の参加がありました。今回の住民の意見・要望の中から一般質問をさせていただきます。

1 市道碓ヶ関古懸山元無沢、三ツ森山線の修繕について。

令和2年第3回定例会の一般質問において、通称荷明地区の軽トラック運転の女性が約50メートルほど崖下に転落し死亡する痛ましい事故が発生し、ガードレールの設置と数か所の道路整備が必要であることから一般質問をさせていただきました。

ガードレールは早急に設置していただきましたが、ほかの危険箇所はまだ修繕されておられません。荷明地区の市道は急勾配で急カーブがあり、春の剪定時には路面の凍結もあり、重大な事故の発生が懸念されます。

令和2年の一般質問の答弁によりますと、「修繕必要箇所は、年次計画により施工し、利用者の安全に努めます」と答弁されておりますが、修繕計画はいつなのかお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 工藤秀一議員御質問の市道碓ヶ関古懸山元無沢、三ツ森山線の修繕については、建設部長から答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 工藤秀一議員御質問の市道碓ヶ関古懸山元無沢、三ツ森山線のガードレール修繕については、令和2年9月議会で年次計画にて施工していくと、先ほども議員おっしゃったとおりでございます。

当該路線のガードレール修繕については、当時、転落事故があった箇所は未整備であり、緊急性があることから早急に施工しておりますが、その他の交通安全施設としての修繕については、交通安全対策特別交付金を財源とする他の箇所との緊急性や優先順位の関係から、まだ実施されておりました。

今後の計画についてですが、当該路線におけるガードレールの修繕を令和6年度から複数年かけて施工してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） この市道ですけれども、勾配がきついということで怖い思いをしたと、滑って。早急に修繕する必要があると思うんですよね。

令和6年と言わず、来年でもすぐに修繕していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 令和6年度ですので、来年度になります。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） そうですね、失礼しました。では、早急に修繕のほうをしていただければと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。2番、碓ヶ関地域の公共施設へのエアコン設置について。

碓ヶ関地域公共施設でエアコンの設置されていない施設が、碓ヶ関斎場と碓ヶ関地域福祉センターの2施設ございます。

先月8月7日、お世話になった方の火葬に参列いたしました。碓ヶ関斎場の火葬は時間がかかり、9時から11時30分、2時間30分ほどかかり、その日の最高気温が33.3度、前日には熱中症警戒アラートが発表されております。エアコンがなく、扇風機が2台あるのみで、控室の外に出るドアが両方開けてあり、アブが数匹入り、刺された方はおりませんでした。子供たちはパニックとなっております。

また、無風で風も入らず、汗だくでびしょりでありましたが、熱中症になる方もなく、火葬を終えることができました。午後からも1組の火葬が行われることとなっております。午前中以上の暑さではなかったのかと思います。

気象庁と環境省のデータによりますと、碓ヶ関地域の30度超えの真夏日は、7月は9日間、熱中症警戒アラート発表は2日間。8月は30度超えの真夏日は29日間、35度以上の猛暑日は6日間、熱中症警戒アラート発表は18日間となっております。

高齢者は、体温調整がしにくいことから、室内においても熱中症にかかりやすいとされております。碓ヶ関地域は高齢者が多く、高齢化率は50%を超えていることからエアコンの設置が必要と考えます。

また、碓ヶ関地域福祉センターは、令和2年第3回定例会の一般質問で、エアコン設置は令和4年度に大規模改修工事に併せて検討するとのことでありました。平川市過疎地域持続的発展計画では、令和7年度と変更になっております。ほかの公共施設同様に、利用者が安全で快適な環境であるべきと思われます。また、避難所となっておられることから、早急にエアコンの設置をするべきと考えますが、いかがかお伺いいたします。

以上、2つの施設にエアコンの設置についてお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の碓ヶ関地区の公共施設へのエアコン設置につきましては、各担当部長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 市民課長。

○市民課長（長尾陽子） まず初めに、私からは碓ヶ関斎場へのエアコン設置についてお答えいたします。

工藤秀一議員御指摘のとおり、近年では熱中症警戒アラートが発表される日が多くなっており、今後も夏場は危険な暑さとなることが予想されます。

このような状況下において、碓ヶ関斎場につきましては、エアコンが設置されておらず、待合室や排煙窓等の一部の窓を開放できるものの、風通しが悪く、現状では扇風機が1台あるのみとなっております。また、火葬場という施設の特性上、礼服等を着用していることから、暑さ対策は必要であると考えられます。

このことから碓ヶ関斎場につきましては、施設を快適に利用いただけるようエアコン等の設置を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、碓ヶ関地域福祉センターへのエアコン設置についてお答えいたします。

碓ヶ関地域福祉センターには一部エアコンが設置されており、設置箇所は、デイサービス等で活用されている日常生活訓練室、通所型サービスで活用されている作業室、社会福祉協議会職員が勤務している事務室、ヘルパーの事務室、食堂、厨房、ティールーム、以上7か所となっております。

これらのエアコンは、指定管理者である社会福祉協議会により利用頻度等の優先度を考慮し、平成23年度以降に独自に設置及び更新していただいているものになります。

市といたしましても、引き続き施設を安全に御利用いただくため、碓ヶ関地域福祉センターの中で最も間取りが大きく介護予防教室等で利用されている多目的室へ、来年度の早い段階にエアコンを設置するよう検討してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） 火葬場のほうも、福祉センターも、エアコンの設置を検討していただけるということで、本当にありがとうございます。

ちなみに、火葬場のほうなんですけれども、近隣市町村の設置状況というのは分かりますでしょうか。分かったら教えていただければ。

○議長（石田隆芳議員） 市民課長。

○市民課長（長尾陽子） 近隣の市町村の火葬場のエアコンの設置状況につきましては、本当に近隣の弘前市、黒石市、大鰐町、藤崎町、板柳町と調査しましたけれども、全て皆様設置済みということでございました。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） どうもありがとうございます。近隣市町村も大分ついておられるようでございますので、何とか早めをお願いしたいと思います。

碓ヶ関地域福祉センターのほうですけれども、高齢者が多く使っておられる大広間ですね。多目的利用室、ここはやっぱり高齢者が多いので、ぜひ早めに設置をお願いしたい。設置していただけるということで、本当にありがとうございます。再質問はいたしません。では、次の質問に入らせていただきます。

3 碓ヶ関地域3団体の支援について。

碓ヶ関地域に支援を必要とする団体が3団体あります。担当課が違いますので、1団体ずつ伺います。

(1) 碓ヶ関地域活性化推進協議会への支援について。

当団体は、碓ヶ関地域における住民相互の交流や各種イベントの実施、歴史と文化活動、自然や生活環境の保全、福祉と健康づくり、人材の育成と地域づくりを考え、地域活性化を目的とし、団体、行政委員、碓ヶ関婦人会、碓ヶ関老人クラブ、碓ヶ関小中学校ほか7団体と個人で構成され、会員182名で組織されております。

事業はコロナ禍により3年間縮小されておりますが、今年度の事業計画では盆踊り、敬老お楽しみ会&芸能発表会、ラジオ体操、ねぷた運行、ギャラリー展の予定であります。

収支予算書では、会費1,000円の200名のみであり、当市からの地域コミュニティ奨励金は未定となっております。奨励金は令和元年度には21万9,000円、令和2年度には21万3,000円、令和3年度には20万2,000円、令和4年度には2万8,000円、今年度はゼロとなっております。会費のみでの事業は困難であり、存続自体が危ぶまれております。

令和5年6月24日の総会において、副市長の挨拶で、「どのような支援ができるのか、持ち帰って検討します」とお話しております。

地域福祉活動に寄与しておられる当協議会の補助金、奨励金の支援をすべきと考えますが、いかがかお伺いいたします。

(2) 碓ヶ関地域婦人会への支援について。

碓ヶ関地域婦人会は、碓ヶ関地区、古懸地区の2団体が碓ヶ関地域婦人会として活動しております。

平川市連合婦人会碓ヶ関支部として、令和3年度まで活動しておりましたが、会員及び役員の高齢化により、夜間及び冬期間の平賀地区での会議へ、車での移動が困難となってきたことから、平川市連合婦人会から脱退し、碓ヶ関地域に絞った活動に変更したとのことであります。

事業報告では、道の駅イベント協力、碓ヶ関小中学校へ碓ヶ関音頭の指導、彼岸用生花販売、踊りの練習など活動し、収支決算では、社会福祉協議会会費、文化協会会費、青少年平川市民会議会費を支出し会員として協力、また事業計画では、公民館事業協力、碓ヶ関夏祭りへの協力、碓ヶ関芸能発表会&敬老お楽しみ会への協力、社会を明るくする運動への協力、平川市ごみゼロキャンペーン作戦の協力、平川市文化展に参加、平川市議会傍聴となっており、碓ヶ関地域のみでの活動ではなく、できる限りの平川市への協力もされております。

会員の事情により、連合婦人会より脱退したことにより、当市からの補助金がなくなり、会員82名の会費のみでの活動をしております。より活発な活動をするためにも、単位婦人会として支援が必要と思っておりますが、いかがかお伺いをいたします。

(3) 碓ヶ関交流人口協議会への支援について。

碓ヶ関交流人口協議会は、平成22年碓ヶ関地域の観光を基盤として、交流人口の増加を図り、地域活性化を目的とし、3団体、個人23名で構成され、事業報告では、矢立峠歴史の道清掃、碓ヶ関中学校歴史の道矢立峠学習案内、矢立自然友の会矢立峠散策、木のおもちゃ展示販売、道の駅いかりがせき紅葉と収穫祭協力、地域にぎわい創出事業協力、I♡CURRYヶ関カーニバル協力、ゆるキャラたけっこくん事業参加などの活動しており、当市からの補助金はなく、会費と幾らかの事業収入で活動しております。

観光を基盤とする交流人口から、地域に愛着を持って訪れる関係人口へとつながるよ

う、当市の支援が必要と思いますが、当市のお考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の碓ヶ関地域3団体への支援につきましては、碓ヶ関地域活性化協議会と碓ヶ関交流人口協議会への支援については副市長から、碓ヶ関地域婦人会への支援については教育委員会事務局長から答弁をさせます。

○議長（石田隆芳議員） 副市長。

○副市長（古川洋文） まずは、碓ヶ関地域活性化推進協議会に対する支援についてお答えします。

同協議会に対しましては、地域コミュニティ育成事業奨励金が平成22年度から令和4年度まで交付されておりました。この奨励金は、人口や世帯数などによって町会ごとに算定され、夏祭りや公民館祭りなど地域コミュニティの活性化に資する事業に活用していただくものとして各町会に補助しており、昨年度までは碓ヶ関地域において地域コミュニティの活性化に資する事業が開催されない町会があった場合は、その町会の奨励金を同協議会に配分し、協議会の各種事業に活用いただいていたものであります。

工藤秀一議員御指摘のとおり、平成30年度以降、その補助金額は20万円台で推移しておりましたが、活性化のために補助金を活用する町会が増えたことから、令和4年度には1町会分2万8,000円となったところであります。

補助金の支援に対する考え方の御質問につきましては、この後の碓ヶ関交流人口協議会の支援について答弁した後にお答えしたいと思います。

碓ヶ関交流人口協議会の支援についての御質問にお答えします。

同協議会は工藤秀一議員から丁寧な御説明がありましたけれども、碓ヶ関地域の観光資源等を県内外に紹介し、交流人口の拡大を図るための諸事業を実施し、地域の活性化に寄与することを目的として、平成22年に組織され現在まで活動されております。

財源につきましても工藤秀一議員から説明がありましたように、会員からの会費及び団体からの協賛金等で賄われておりまして、これまで市からの補助は行われておりません。

同協議会は、工藤秀一議員が副会長やられ御存じかと思えますけれども、人員が20人程度と少なく、会費も地域活性化推進協議会の倍額2,000円としているほか、道の駅の収穫祭でのおにぎり、豚汁を販売したり、道の駅で木製品を展示販売するなど、いわゆる収益事業を行っておりまして、当面協議会の活動は維持できるのかなと考えております。

これに対しまして地域活性化推進協議会は、先ほど申し上げたとおり、令和5年度から地域コミュニティ育成事業奨励金の申請対象外となったことから、会の存続を心配されている御質問と考えております。

地域活性化推進協議会の令和5年度の予算は、歳入において前年度繰越金が72万円計上されておりまして、当面、組織の維持運営は可能かと思えますが、今後は収益事業等による歳入の確保のほか、歳入に見合った歳出、具体的には事業内容の精査を行うことが必要でありまして、その際は担当課も相談に応じたいと考えております。

補助金による支援につきましては、これら一連の検討を終えてからの協議になるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 私からは、碓ヶ関地域婦人会への支援についてお答えいたします。

婦人会は、婦人の資質向上と各地域の生活の合理化や福祉・衛生・奉仕に係る活動を通し、市の発展に貢献してきており、市といたしましては各地域の婦人会を統合した平川市連合婦人会の活動に対し補助金を交付し支援してきたところです。

碓ヶ関地域婦人会につきましては、令和3年度に市連合婦人会より退会し、地域で活動を継続しているとのことですが、昨年度まで新型コロナウイルスの影響により従来どおりの活動ができなかったと伺っております。

工藤秀一議員御質問の地域婦人会に対する補助につきましては、活動内容と収支状況に応じて判断してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） 交流人口のほうは収入もあるということでもよろしいかとは思っています。何とか存続していけるのかなというふうには私も思っています。

しかしながら、地域活性化推進協議会、こちらのほうはかなり会費のみでの活動ですので、予定が立てられなくなると。できれば来年度のほうでも予算をつけていただきたいと、補助金ないし。この地域コミュニティ育成事業奨励金、これは本当に分からないんですよね。町会が使わなければいくという。であれば、やはり予定が立てられなくなる。

推進協議会、こちらのほうは高齢者が結局、芸能発表会とかそういうものを楽しみにしている人がいっぱいいるわけなんです。ぜひともこれをなくしたくないと。一旦なくなったらあと活性化することできません。

ですから、何とか来年度は予算をつけていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょう。もう一度、再度お伺いします。

○議長（石田隆芳議員） 副市長。

○副市長（古川洋文） 先ほども申し上げましたとおり、歳入があって歳出あるんですけども、今どうしても70万円という前年度繰越金があって、それに見合う形で今、歳出計上しておりますので、そこをまず見直しをかけた上で、どうしてもその不足する部分があるのであれば、そこは補助金の議論になるかと思うんですけれども、したがってこの事業費、例えば来年度こういう事業をやってこれだけの経費がかかるので、今まで町会でやっていないような活性化事業をやるということなので、そういうことで違いを出した上で企画をするということを担当課のほうに説明して、まずそこから不足分があるのであれば補助金で充当していくというような仕掛けが必要かなと思います。議論が必要だと思っています。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） 今年度は72万円あるということで、何とか今年度は活動できます。

しかし、来年度なかなか難しいので、ぜひ検討していただいて会長のほうにでも連絡していただければというふうに思います。できるだけ活動が長く継続できるように、なくなったらもうできませんので、その辺をお願いいたします。

そして、婦人会のほうですけれども、地域で活動しています。この婦人会もなかなかくしたくないんですね。防災の観点もございます。炊き出しなんかも婦人会のほうをやっていただけることもございますので、ぜひこの婦人会のほうにもそれほど大きな支援でなくても多少なりの支援があれば、活動もまた継続していけると思っていますので、年々会員も少なくなっていくと思います。ですから、その辺のことも考えていただいて、検討していただきたいというふうに思います。それでは、次の質問に入らせていただきます。

4番、大雨による被害状況と市の対応について。

昨年8月の大雨で碓ヶ関地域も甚大な被害が発生いたしました。今年もまた7月、8月に局地的短時間の大雨に見舞われております。

7月19日、3時間雨量74ミリ、1時間最大雨量58.5ミリ、7月として観測史上1位、8月20日には3時間雨量83ミリ、1時間最大雨量45ミリとなっており、碓ヶ関地域の被害状況と市の対応についてお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤秀一議員御質問の碓ヶ関地域の大雨による被害状況と市の対応については、総務部長から答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 工藤秀一議員御質問の碓ヶ関地域の被害状況と市の対応についてであります。市が把握している被害としまして、7月19日、18時30分頃に碓ヶ関古懸地区において、民家裏ののり面が幅10メートル、高さ4メートルにわたり崩落し、土砂が水路内に流入しましたが、幸い人的被害及び建物被害はありませんでした。

市の対応としましては、水路内に流入した土砂を地元消防団員が撤去しており、さらには、建設課及び総務課職員がのり面崩落現場にて応急対応し、翌日には復旧作業を完了しております。

次に、8月7日、15時頃に記録的短時間大雨情報が発表され、その際の落雷の影響と思われる倒木により市道をふさぐ被害が碓ヶ関古懸三ツ森山において発生しました。この被害については、工藤秀一議員より翌日の8月8日に情報提供いただいたものであり、建設課から業者へ撤去作業を依頼し、当日中に完了しております。

また、大雨・洪水警報、土砂災害警戒情報も発表され、碓ヶ関小中学校体育館に避難所を開設するよう職員を配置しましたが、一般的に天候が回復傾向にあったこと、そのことから住民の不安と混乱を回避するため、避難指示の発令には至りませんでした。

最後に、8月20日、17時頃、大雨警報、土砂災害警戒情報が発表され、林道において倒木被害や洗掘による一部道路路面の砂利が流出する被害が発生しました。こちらも農林課から業者に依頼し、翌日の8月21日には撤去しております。また、避難所対応については、8月7日同様、こちらも天候が回復傾向にあったため、避難所開設までには至りませんでした。

以上が、7月、8月の大雨による被害状況及び市の対応状況となります。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） 被害のほう古懸のほうが多かったと、碓ヶ関のほうはなかったみたいですけども。

今、台風13号が接近しております。また大雨の可能性が強いというようなことも報道

されておりますので、十分防災のほうをお願いしたいと思います。

それでは、再質問をさせていただきます。昨年と今年も数か所、同じ箇所が被害に遭っています。対策を講ずることによって被害の軽減につながる箇所が2か所ございます。

1か所目は、市道碓ヶ関古懸樋ヶ沢です。この箇所は、傾斜があり約10数メートルが市道で、その先は民有地であります。畑が2件、住宅が1件の方が利用し、舗装はされておられません。昨年2回、今年2回、車の通行ができないほど大量の路面の砂利が流出し、西不動野の水路に入り、10数メートル先の勾配のない箇所に蓄積します。そのため、側溝から水が溢れ、平川方面に流れ、のり面崩壊につながり、崖下にある向安田水路に大量の土砂で水路が埋まる被害となっております。

この原因は、市道樋ヶ沢が砂利道であることで、舗装をするべきというふうに考えますが、いかがかお伺いします。

2か所目、林道碓ヶ関古懸山元無沢三ツ森山線です。一番最初にお伺いしました市道ではなく、今度は林道のほうですので、お間違えないようお願いいたします。

この林道も昨年に続き、今年も車の通行ができないほどの砂利の流出がありました。田畑が3件あり、数百メートル先に萩の平の水門があります。上流から道路を流れる水が農地がある辺りから勾配があることから、砂利の流出が激しく、側溝に流れ、側溝のつまりが地区全体の中でもひどい状況となっております。

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金を活用し、側溝の砂利撤去を行っておりますが、近年、頻繁に大雨に見舞われ、他地区も側溝のつまりもあり、地区住民の負担が大きくなっております。地区住民からは、舗装すれば側溝に砂利が入らないと、側溝のつまりがなくなると、また、道路も車が通行できなくなるほどの破損がなくなるのではないかと、何とか舗装できないのかということがございます。林道でありますけれども、被害の大きい農地がある区間まで舗装できないのか、もしくは市道認定していただき舗装できないのか、どちらも無理であれば水切り板を数か所設置できないのか、何かの対策を講ずることで地域住民の負担と軽減につながると思いますので、市のお考えをお伺いいたします。

この2か所についてお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 工藤秀一議員御指摘のこの水路の溢水及びのり面の崩落については、砂利の流入による水路の閉塞も一つの要因ではありますが、若干調査したところ、かんがい用水の機能を持つことに加え、2系統の排水が合流するなど、ほかの原因も考えられるため、まずはこの水路機能の調査から始めてまいりたいと考えております。

よって、当該道路の舗装につきましては、この調査をしながら、このこととは別に原材料支給やマイロードマイタウン整備事業の活用など、町会関係者と現地を確認しながら可能な整備手法について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、林道古懸線、これの市道の関係でございます。

合併以前より林道として管理しておりますが、その当時から今日まで周囲の状況やこの路線の利用形態等に変化はなく、今後も同様と想定されることから、市道への認定は考えておりませんので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私から大雨被害による林道古懸線の対応についてお答えいたします。

林道は、基本的に森林整備に使用する目的で設置されており、当該道路につきましては、現在は森林整備の予定がなく使用頻度が低いことから、舗装については考えてございません。

ただし、近年頻発する大雨の影響で、被害が発生しやすい箇所につきましては、現場確認及び地元の御意見を聞いた上で、必要に応じて水切り板の設置などを検討しますが、基本的にはこれまでどおり、中山間地域等直接支払制度等を活用した対応をお願いしたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） この側溝に入ることが一番問題なんですよ。そこだけでないもんですから、大量の土砂が入ると。これが非常に中山間事業でも夏場に多いわけですよ。ですから、なかなか出てこないんですよ。そして、掃除していただくということは、なかなか難しくなっている。

そして、先ほど言いました桶ヶ沢、ここの市道も毎回流れるから、側溝に入るためにその撤去もかなり、10メートルぐらいですか。今年もバックホーを借りてやりましたけれども、バックホーだけではきれいにいきません。

それも雨が降るたびにそうなるんですよ。ですから、そこが原因になると。市道が原因ですから、何とかしてほしいなということが地域の人からの要望でございます。これは何とか考えていただきたいと。毎回そうなんです、雨が降るたび。市道が原因だから市にやってもらえばいいという話も出ています。

その辺を何とか考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。再度お伺いします。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 今の舗装の件でございますが、やはりこの舗装の要望というのは、各町会それぞれ皆さんから上がっている部分でございますし、そこはやはりこちらとしてもどこからやるべきかという、そこは判断材料の一つになるわけですが、ここについては調査すると、いわゆるこの水路に関しては、雨域面積というのが約34ヘクタールあります。先ほど用水と言いましたけれども、一つの主線となって排水しているわけですが、先ほど途中のところであるというのか、勾配が変わる箇所があって、そこから平川方向へ行くということもあるので、この水路に関しては、やはり途中でショートカットして平川方向へ流すとか、いろんな改善の可能性はあるんだと思います。

そこについては調査すべきですし、今後の雨の対策というのは、やはりこの水路は最終的に古懸の集落内を走っていますから、そこまで行く前に処理するような対策というのは必要かと思えます。

舗装に関しては、やはり整備手法、これについてやり方について検討すべきではないかと。市道なので市がということでありますけれども、今までもできれば受益者が限られる場合であるとか、交通量の問題であるとか、そういう場合は地元にも御協力いただきながら、マイロードであるとか、原材料支給であるとか、そちらが何かしらの手立て

がないかということで御協力いただいております。

今回も今まだ結論を出すわけではありませんが、何かしらのことで整備する、舗装する手法がないかということ、町会をはじめ地元と相談させていただきたいということです、何とか御理解いただきたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 工藤秀一議員。

○10番（工藤秀一議員） 分かりました。幾らお話してもなかなかいい返事が返ってきません。はい、やりますと言えば、誠にうれしいんですけども。

何とかこれが一番困っているところでございます。いろいろ町会のほうともお話しして、何とかしていただければというふうに思います。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 10番、工藤秀一議員の一般質問は終了しました。

午後1時45分まで休憩いたします。

午後1時33分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、6番、山谷洋朗議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（山谷洋朗議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員の一般質問を許可します。

○6番（山谷洋朗議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきました第8席、議席番号6番、美郷会の山谷洋朗です。本日最後の質問となりました。よろしく願いいたします。それでは、通告に従い順次質問させていただきます。

まず、教員の働き方改革についてお伺いします。

教員の働き方改革は、いまだに社会的にも注目され、その改革に向けて様々な制度が導入されてきました。つい最近では、先月末に中央教育審議会の特別部会においても、授業のこま数の改善やら、支援員の増員などの施策も打ち出しており、来年度の予算要求に関連した経費を計上するなどの緊急提言がまとめられました。

このように、教員の働き方改革を推進するために、幾度となくあの手この手を制度的に導入しているわけですが、教職員個々の意識が希薄であったなら目標を達成するには至らないという趣旨は、以前の一般質問で述べさせていただきました。

そこで、今現在、市内の小・中学校の教職員個々の意識の変容はいかなるものか。昨年度の各校において実施されたであろう教職員個々による学校評価のデータを基に、昨年度の状況をお聞かせください。

また、この学校評価において、働き方改革が効果的に推し進められている学校ではどのような取組をしてきたのか。また、それぞれの学校で次年度への課題として特に取り上げている項目があったなら、その内容も併せて教えてください。

2つ目は、校務支援システム導入について、幾つかの質問をさせていただきます。

まず、今年度導入予定の統合型校務支援システムが市内すべての学校で稼働するまで

のスケジュールをお知らせください。

次に、このシステムにはどのような利便性があり、どんな項目で、どのような形で活用していくのかも併せて教えてください。

最後に、校務支援システムの導入により、たくさんのメリットがあるのは予想できます。でも、裏を返せばデメリットも想定できると私は考えております。教育委員会では、システム稼働前に負の部分、つまりデメリットを予想していますか。もしこのデメリットを想定できているのであれば、どのような手立てで生じてくるかもしれないというデメリットの回避を考えているのか、お聞かせください。

もちろんこの質問は、実際、稼働してみたらではないと分からないというのは当たり前ですが、大きなお金をかけてのシステム導入ですから、備えあれば憂いなしの言葉に置き換えての質問であり、お答えできる範囲でよろしいのでお考えをお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） それでは、まず働き方改革については、勤怠管理を基本としつつも、その実効性向上に向けては、山谷洋朗議員御指摘のとおり、管理職が中心となって所属職員の意識改革を進めることが重要な要素の一つであると考えております。

これに関連して、各校から年度末にかけ提出される学校評価による働き方改革に対する意識を問う設問の結果に、平川市教育委員会としても注視し、必要に応じて管理職への指導・助言をしているところです。

令和4年度のこの設問に関する回答については、市内189名の教職員の評価平均がおおむね達成されているの3.1で、前年度と比べると横ばいでした。学校評価は4段階評価であり、平均値3.0を超えますとおおむね良好な結果ではあるものの、評価2もしくは1をつけた教職員が全体で39名、約20%おりますので、さらに改善をしていく必要はあるものと考えております。

現在、働き方改革実現のための教職員の意識改革の成果と言える取組は、複数の学校で見られております。例えば、校長が学校経営方針にワークライフバランスの実現に向けた内容を掲げたり、意図的な定時退勤日を設定しつつ、残業時間等の削減をその都度呼びかけたりするなどです。管理職を中心に教職員への意識啓発を繰り返し進めており、取組に効果が表れていると捉えております。

一方、意識改革がやはりなかなか進まない状況にあるのも事実です。その理由として、ICT活用のための授業準備や、学校行事等の充実を実現しようとして時間を忘れて業務に没頭してしまう教職員がいることなどが挙げられます。

熱心なあまりという決して悪いことではないのですが、こうした課題を改善するためにも業務遂行は組織的な対応を基本として、内容についてもスリム化を図りながら、学校運営を進めることを管理職に呼びかけております。

いずれにしましても、教職員の働き方改革の実現は、最終的には教職員が元気な姿で子供たちの前に立ち、心にゆとりのある状態で子供たちと向き合えるようになることで、教育的効果を高めることを重要な目的の一つとしております。教育委員会としても、今後も引き続き、管理職を中心とした意識改革が一層高まるよう努めてまいりたいと思っております。

続いて、校務支援システムの稼働までの、まず1つ目、スケジュールについてお答えします。

つい先日まで導入するシステムの選定作業を行っておりまして、各学校の教員に幾つかのシステムを実際に使ってもらい、操作性などについて意見を伺いながら進めておりました。その作業が終わりましたので、10月中旬の入札に向けて現在準備を進めているところです。

導入期間を4か月程度見込んでおりますので、2月末にはシステムが導入される予定です。また、その間に教員を対象とした利用方法などの研修会を実施し、スムーズに運用できるようサポートを行います。3月には、基本情報の入力など新年度に向けた準備が可能ですので、4月から本格的に稼働できるものと考えております。本格稼働後においても、研修会や情報交換の場を設けるなど、サポート体制を維持していきます。

続いて、2つ目の項目、3つ目の活用方法についてお答えいたします。

主なものとして、日々の出席欠席の管理、それからテストなどの成績管理、健康状態などの保健管理などが挙げられます。それらの情報を蓄積して集約して管理することによりまして、データが自動集計され通知表や各種書類を簡単に作成できるというようになりますので、教員の働き方改革という点においても、非常に有用であるものと考えております。

最後に、4つ目ですが、校務支援システム導入によって想定されるデメリットについてお答えします。

これまで個人情報に記載されている書類などは、ネットワークが接続されていない限定されたパソコンで管理、作成しており、情報漏えいなどのリスク軽減を図っておりました。

今回導入するシステムは、インターネットを経由したクラウド型のシステムで、教員それぞれのパソコンから自由に利用できるようになり、利便性が向上する反面、インターネットを経由した不正アクセス、USBなどの外部接続器の使用などによるウイルス感染、また、それに伴う情報漏えいなどが想定されます。

そして、その対策としましては、インターネット閲覧の制限や外部接続器の使用制限、パソコンの使用履歴の管理などを行うセキュリティシステムを構築し、学校ネットワーク全体のセキュリティ強化を図る必要があると考えており、所要の予算を計上の上、今定例会で御審議いただいているところです。

また、校務支援システムを使用する教員一人一人の情報セキュリティに対する意識向上をこれまで以上に図って、安全に運用できる体制を確立していきます。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 教育長のお話から、昨年度の状況、よく分かりました。

でも、私が考えていたよりも、思ったより数値が低いことに少しびっくりしました。でも、その後に頑張り過ぎて遅くまで残っている先生方がいるんだという話を聞いて、それはもったもんだと。私も現役の時を思い出してしまいました。

この勤務時間の超過勤務のことはすごく難しい問題であると、以前もお話しましたが、これから少しでもそれが解消に向けて、平川市の学校ではそういうふうな取組を、それこそ管理職の方々が先頭に立って推進していただければなと思っております。

そうすれば再質問を幾つかさせていただきます。

校務システムの導入に關してのまず質問です。ただいま教育長さんから利便性に関して幾つかお挙げいただきました。出欠等の管理、成績管理、健康管理、これらのことをお挙げして下さったのですが、私が思うには、教育長さんも申したとおり、通知表、つまり通信簿を書く時には非常に助かります。でも、これふだん日々の公務にどのくらい影響するものかどうか、そここのところ教育長さんのお考えをお聞かせください。

通知表には便利なのはよく分かります。でも、通知表だけで勤務時間の超過は未然に防げないので、ふだんの学校生活においてどのような効力を發揮してくれるのかどうか、お考えをお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） よく耳に最近していると思いますが、学校でも先生が足りないと、そういうのが本当は一番の原因だと私は思うのですが、忙しいという多忙感ですね。

例えば、産休で休むとか、病院へ行って休むとか、それを穴埋めする人がいないし、長期にわたって休む先生いても、1か月、3か月単位で休む先生いても、いないと。昔みたいに待機している先生の卵たちがいないんですね。

なぜかという、マスコミがあまりにも先生たちは多忙だ、忙しい、給料に見合わない、非常にそういうのを、私からすればよくない情報なんですけれども、それを随分発信して先生になる成り手が減ってしまったんですよ。非常に大きな原因だと思います。ちょっと話はそれますけれども、そういうこともありまして、現場にもやはり先生がいない。その分、校長先生、教頭先生が授業に行っております。

そういう中で校務支援システムが入ってくることによって、恐らく1か月、2か月は学校の学級の業務と校務支援システムを使いこなすのと、非常に先生たち、最初はちょっと忙しいとは思いますが、先生たちも結構こういうICTとかに慣れておりますので、恐らくすぐ慣れて、今おっしゃったようないろいろな管理の部分については、ふだんの業務の中でどの部分で、もちろん朝は出欠の部分を確認して、後で空き時間にちょちょっとやってしまうとか、あるいは通信簿のための文言を、今日、こういう子供はこういうふうなことがあったと、これは通信簿に使えると、そういうのをちょっと残しておく。例えばそういうときのため、非常によいものではないかなと思いますので、ふだんどういう効力を発するのかというのは、もう先に入れてある南の地方でも藤崎町、大鰐町、田舎館村とかは実はもう入っているんですけども、そちらの先生たちの情報とかそういうのも得ながら、いいもんですよというふうな声が聞こえるように、せっかく市のほうで入れてくださるといことで、目に見えてくるのはもうちょっと後かなと思いますので、答弁になりませんでしたけれども、以上とさせていただきます。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（一戸昭彦） 私のほうからもこのシステムのことについて、校務支援システム機能に関する調査というのがありまして、先生たちが一番必要性を感じているものは何かということで、一番負担を感じているのが、例えば通信簿とか帳票の作成、これが一番先生がやっぱり負担を感じていると。

このシステムにつきましては、そういったものを過去のデータとか蓄積されてどんど

ん行って、それをまた再利用できるということで、帳票とかそういったものはまた簡単につくれると、そういった利便性があります。

学校間においても、小学校であれば例えば名簿や帳票の作成や、校務管理の機能に必要性を多く感じているとか、中学校ではどちらかという成績処理の機能を必要と感じているとか、いろんな分野でたくさん利便性がありますので、先生方の負担軽減には、かなりつながっていくものであると考えております。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） お話はよく分かりました。

私の考えなんですけれども、私は通信簿書くの好きでした。おかしいやつだなんて言われるかもしれませんが、そのときに学期のまとめとして、この子はこういうこと頑張ったとか、そういうことを思い出しながら笑いながら書いたりして、私としてはこの通信簿に関しては負担に感じたことはないのです、今の答弁で、えって思ったのは事実です。でも、お話している内容はよく分かりましたので、次の質問に移させていただきます。

それでは、校務システムの導入に関して、もう一つお話いたします。

先ほどの質問の中でのデメリットの部分に関しては、教育長さんのお話からも出たセキュリティ関連のトラブル、通信面のトラブル、これは想定できます。また、このトラブルに関しては、その道のプロが万全の体制で臨んでくると考えるので、私自身もさほど心配していません。

私が最も危惧していることは、便利なシステムを導入することによって、このシステムを使いこなすために多大な労力を費やしたり、先生方に余計なストレスを与えないかということです。

そこで、ずばりお聞きします。このシステムを導入することによって、教職員に新たな負担を与えるということはないのですか。教育長さんお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） ないと思います。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 力強いお言葉を聞いて安心しました。

新たなことが導入されれば負担が増えるというのが、今までの学校社会の常識であったものですから、つついお聞きしました。

以上で、教員の働き方改革に対する質問は終わりますが、今年度は、市内の学校で個々の教職員の方々が、この問題に関しての意識をさらに深めて、働き方改革という言葉の一人歩きがないような、そういう学校社会になってほしいなと願っております。また、先ほども少しお話が出ましたが、教員を志望する人たちが増えてきてくれることを併せて願って、次の質問に移らせていただきます。御答弁ありがとうございました。

2項目は、観光の振興について。

特に冬季間の誘客の促進について、昨年度の一般質問にお尋ねしたことと、私の提案も加えて質問させていただきます。

まず昨年度、冬季間に実施した事業、特にイルミネーション事業の成果と改善点についてお知らせください。併せて、昨年度のこの時期の来場者数をお知らせください。

2つ目は、今年度においても冬季間のイルミネーション事業を実施するのかどうか。もし実施するのであれば、このイルミネーション事業とタイアップさせてみようという事業を計画しているのかどうかお聞かせください。併せて、前回の質問でも述べさせていただいたキッチンカーの導入は、今年度も計画しているのかどうかお聞かせください。

3つ目は、冬季間のインバウンド推進事業についてお聞きします。

本市では、6月の補正において観光庁の補助事業の採択を受けて、インバウンドの地方消費拡大に向け、観光コンテンツ創生支援事業を実施するとしていますが、冬季間のインバウンドの現状について、コロナ禍前の誘客数と比較して教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 山谷洋朗議員御質問の冬季間の誘客促進の御質問のうち、私からは昨年度の冬季イルミネーション事業の成果についてお答えをいたします。

平川イルミネーションプロムナードは、令和4年11月22日から令和5年2月14日までの期間開催し、平賀駅前に台湾提灯を、中央公園の木々をLEDライトで装飾しました。期間中は多くの方が訪れ、各メディアやSNSでも情報発信いただいたほか、旅行雑誌にも掲載されました。

来場者数の指標として、イルミネーション期間中の2日間、駅前通りの通行量調査を実施しておりますが、初年度に当たる平成27年度の通行人数に比べて、昨年度は5割ほど増加していることから、市の誘客促進及び観光PRにつながっているものと感じております。

このほかの質問につきましては、経済部長から答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） まずは、昨年度実施したイルミネーション事業の来場者数についてお答えいたします。

先ほど市長答弁にもありましたとおり、イルミネーションの誘客効果の参考とするため、点灯期間に2日間、駅前通りの通行量調査を行っており、昨年度は2日間合計で1,589人の通行を確認してございます。イルミネーションを始めた平成27年が約1,000人であり、これと比較して約500人増加しているということとなります。また、この数値は、最高値であった令和元年度の1,601人に迫る数値であることから、人流が回復傾向にあるものと捉えております。

なお、期間中は市民団体の主催で、イルミネーションにちなんだイベントを2回開催しており、うち2月11日と12日に本庁舎と中央公園を使って開催した「朝からナイトクラフト」では、2日間で3,534人の来場者がありました。

改善点としましては、気温が高く、雨が降った際に漏電し、3回ほどイルミネーションがショートする事態があったことから、防水対策の強化が必要と考えています。また、消費を促し経済効果を高める取組も必要であると考えております。

次に、今年度のイルミネーション事業につきましては、昨年度と同程度の規模で実施する計画でございます。併催事業につきましては、11月の点灯式に合わせ、駅前にフード店を集めてのミニイベントを計画してございます。また、期間中、キッチンカーを中心とした出店も促してまいります。

キッチンカー等の出店につきましては、昨年度、道の駅いかりがせきのキッチンカー

で検証したところ、3時間でたこ焼き約200パックの売上げがあり盛況であったことから、今年度は出店者を増やしたいと考えており、市内事業者に呼びかけを行う予定でございます。

最後に、当市における冬季間のインバウンドの現状について、外国人宿泊数の状況をお答えいたします。

令和4年12月から令和5年3月までの市内外国人宿泊者数は458人で、コロナ禍前の平成30年12月から平成31年3月までの市内外国人宿泊者数の1,082人と比較し、4割の水準であります。全国的には約7割まで回復したと言われている中で、当市では回復の波が遅い傾向にあります。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） 分かりました。

それでは、イルミネーション事業に関連して、幾つか再質問をさせていただきます。

今の御答弁で、イルミネーション事業も昨年度と同様な、そういう継続するということが分かりました。また、キッチンカーに関しても、今年度は評判がよかったので、台数も増やしてみようかなという前向きなそういう考えを聞いて、今年はずっともっと人が増えるのではないかなと私も今感じました。

それでは、質問させていただきます。

今、部長さんのほうから答弁のほうで、タイアップして1つの事業が紹介されました。でも、危険を伴うのでちょっと注意しなければならないというようなお話も出ましたが、私もイルミネーション事業だけでは、人は呼べないかなと、もうそろそろ呼べないかなと、そういうふう感じて今回も質問いたしました。

例えば、平川への誘客数を増やすためには、やはりイルミネーションプラス何かどかんとした目玉となるような、そういう催物がなければどんとは増えないかな。少しずつ増えればいいんですけども、どちらかといえばどんと増えたほうが私はうれしく感じるので、何かそういう施策はないかなとずっと以前から考えていました。

例えば、私の提案となりますが、クリスマスの日を狙って平川市クリスマス特別イルミネーションとか、こういうふうにしてキャッチコピーはこれから考えればいいんですけども、飾りつけを格段に華やかにし、さらにはこれだけでもまだちょっと弱いので、冬の花火を打ち上げてみてはどうかなと思っております。

花火というのは、人をすごく引きつける、そういう力を持っています。私この夏、いろいろな自治体のところで上げている花火を見に行きましたが、そのにぎわいはすごいものでした。

平川市でも負けないで、どかんといってもらいたいなど、私は今考えています。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 当市では、冬に楽しめるイベントが少ないという御意見も聞かれてございました。平成27年度から冬のイルミネーションをスタートさせ、平賀駅前通りの皆さんの御協力もいただきながら、今年で9年目を迎えております。

イルミネーションはほかの市町村でも実施しており、目新しいものではございませんが、駅前の台湾提灯については、平川市独自のものとして注目を集めるものと感じてご

ざいます。

山谷洋朗議員御指摘のイルミネーション以外にも、もっと集客力のある、例えば花火だとか、クリスマスに特別きれいに装飾するとか、そういうものにつきましては、イベント自体も含めて、観光協会や商工会さん、市内関係団体と相談しながらその可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 山谷洋朗議員。

○6番（山谷洋朗議員） よく分かりました。

とにかく何とか花火を上げるには、いろいろな諸問題が生じてくることは自分でも分かっているつもりです。すずの苦情やら、いろいろそういうものの後始末が大変だということとはよく分かっていますが、何とか前向きにそれこそ商工会さんとかと一致団結して何とか実現させてくれればなと願っております。

大盛況だったねふた祭り、あどの祭り、そして、間近に控えている10市大祭典、このことによってこの平川市の知名度は、さらに右肩上がりにぐっと上がってくるかと思えます。私はこの今の勢いを冬になるにつれて落としたいくない、そういう願いを持って今の質問にさせていただきました。

何とか平川市を訪れる人が、冬場の寒い時期でも平川っていいなって、夏もよかったけど、冬の平川もまたいいよなって、そういうふうなまちにみんなでしていきたいなと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石田隆芳議員） 6番、山谷洋朗議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

よって、次の本会議は、明日8日午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後2時21分 散会